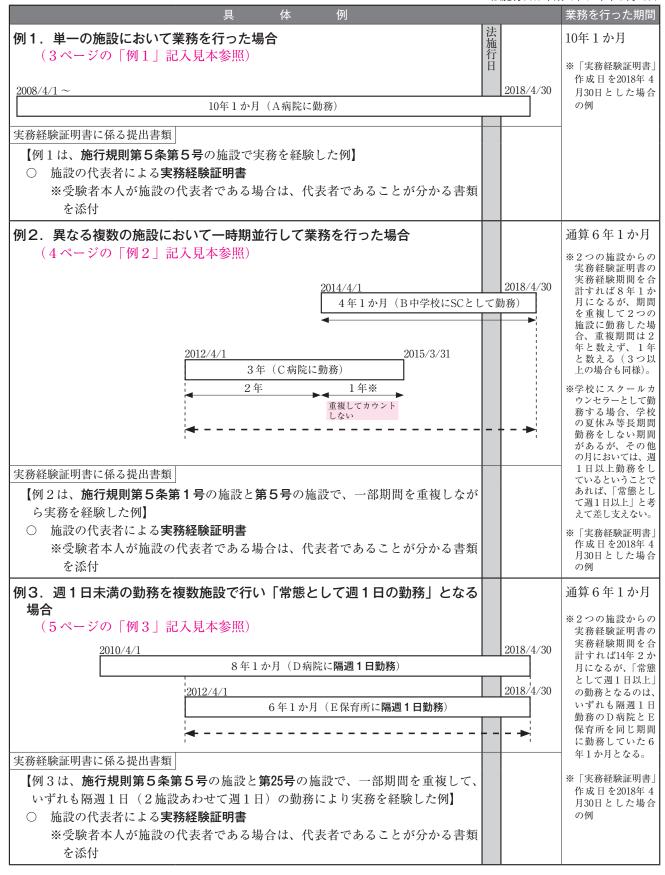
実務経験証明書の記入例(区分G)

「実務経験証明書」は、証明者(受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等)が作成するもので、受験申込者が作成するものではありません。

【法附則第2条第2項第2号の「実務経験証明書」記入事例パターン】

※法施行日は平成29(2017)年9月15日



 例4. 法施行時点 (2017(平成29)年9月15日) で業務の休止期間が5年未満である場合 (6ページの「例4」記入見本参照) 2006/5/1~	法施行日		6年8か月 法施行日時点休止中 ※休止期間が5年を 超える場合は、法 附別第2条第2項 に該当しない。
 例5. 私設相談室(法人組織)勤務の場合 (7ページの「例5」記入見本参照) 実務経験証明書に係る提出書類		2018/4/30	5年1か月 ※「実務経験証明書」 作成日を2018年4 月30日とした場合 の例
 例6.個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合 (8ページの「例6」記入見本参照)		2018/4/30	5年9か月 ※「実務経験証明書」 作成日を2018年4 月30日とした場合 の例

【実務経験証明書の記入について】

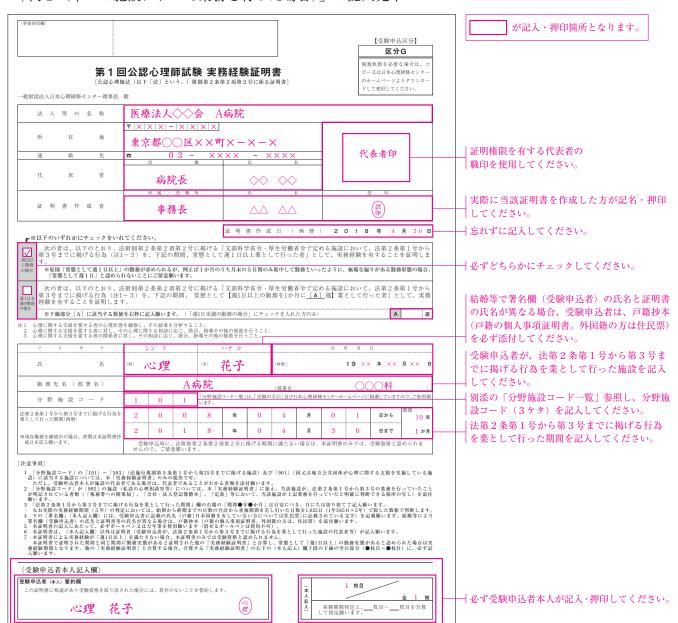
〈受験を申し込む方へ〉

- (1) 1つの施設では実務経験期間が不足する方でも、異なる複数の施設での実務経験期間を合算することで受験 資格を満たせば受験申込みができます。
- (2) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」より実務経験証明書の作成に必要な部分(受験資格、分野施設コード及びこの証明書の記入例等)を示してください。
- (3) 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書)を必ず提出してください(※外国籍の方は住民票)。
- (4) 実務経験証明書には、平成24 (2012) 年9月16日から平成29 (2017) 年9月15日までの間の実務経験期間を 証明する実務経験証明書が必要です。

〈施設の方(証明書を作成する方)へ〉

- (1) 別添の分野施設コード一覧を参照し、間違いがないように作成してください。証明書の内容に不備がある場合は、受験申込みを受け付けできません。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液で訂正したものは、証明書として無効です。
- (3) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、写しを保存してください。
- (4) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします。

「例1 (単一の施設において業務を行った場合) | の記入見本



「例2(異なる複数の施設において一時期並行して業務を行った場合)」の記入見本①・②

※実務経験証明書を複数枚提出する事例

記入見本①



記入見本②



異なる複数の施設で一時期並行して 業務を行った場合、それぞれの施設 における「実務経験証明書」(この例 の場合2枚)を提出してください。 「例3(週1日未満の勤務を複数施設で行い「常態として週1日の勤務」となる場合)」の記入見本①・② ※実務経験証明書を複数枚提出する事例

記入見本①



記入見本②



週1日未満の勤務を同じ時期に 複数の施設で行い、あわせて「常 態として週1日の勤務」となる 場合、それぞれの施設における 「実務経験証明書」(この例の場 合2枚)を提出してください。

「例4 (法施行時点 (2017 (平成29) 年9月15日) で業務の休止期間が5年未満である場合)」の記入見本

(事務使用欄)	1											
(-1-30 DA) H 1007											I SI EA do 17	E 6.1
											【受験申込	
	· 回公認 心理師法(以下									ピーのオ	枚数を必要な - 又は日本心理 - ームページよ - て使用してく	よ場合は、コ 研修センター りダウンロー
法人等の名称	PJC NX	D字	***	委員会	Δ.							
位 八 寸 切 石 柳	Ŧ X	יוי ע - X X	秋月 ××	女月 ⁷	5							
所 在 地	東京	都■	■市	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	r×–	×-	×					7
連 絡 先	2	XX	× -	× :	××	- >	×××	4	1	代	表者印	
代 表 者		教育	長									
証明書作成者	庶	_{所 属・} 務グリ	役職	* プ長		e VV	**************************************	í		E	認即	
					証明:	些 作 房	計 (西曆) 2	0 1 8	年 5	月 10 日
▼※以下のいずれかにチェックを 次の者は、以下のとおり			第2号	に掲げる	「文部科学	さ省令・	 原 牛 労 働 名	合で定	める施設	において、	、法第2条约	第1号から
♥ 第3号までに掲げる行為 ・ 第3号までに掲げる行為 ・ ** 「	(注1~3) を 以上」の勤務が3	、下記の	期間、存	常態として	週 1 日 以	上業と	して行った	者」と「	して、実	務経験を	有すること	を証明しま
「常態として週1日」と認 次の者は、以下のとおり 第3号までに掲げる行為 編の整確 経験を有することを証明し	、法附則第 2 (注1~3) を	条第2項	第2号									
満の動務 柱 映 を 有 す る こ と を 証 切 し の場合 ※下線部分 [A] に該当する		己入願います	F。(「i	週1日未満の	勤務の場合	」にチェ	ックを入れ:	た方のみ)			А	週
注1 心理に関する支援を要する者の心5 2 心理に関する支援を要する者のが3 3 心理に関する支援を要する者の関係	.、その心理に関	する相談に	応じ、助)	言、指導その)他の援助を行う	·行うこと こと。	0					· · ·
フ リ ガ ナ	3	ンリ			ハナコ				生	年 月	B	
氏 名	(姓)	心理		(名)	花子		(西暦)			19 ××	年 ××	Я ×× В
勤務先名(部署名)		I)市孝	发育委	員会		(部署名:	教	育相記	淡グル	ープ)
分野施設コード	9	0	1	「分野施設 います。	コード一覧」	は、「受験の)手引]及び日	本心理研修	多センターホ・	ームページに	掲載していますの	ので、ご参照願
法第2条第1号から第3号までに掲げる行業として行った期間(西暦)	i 為を 2	0	0	6	年	0	5	月	0	1	日から	期間 6 年
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明	書作 2	0	1	2	年	1	2	月	3	1	日まで	8 か月
成日を記入願います。		申込時に、 で、ご留意			領第2号に	易げる期日	間に満たない	・場合は、	本証明書	のみでは、	受験資格と認	められま
[注意事項] 1 「分野橋設コード」の「101」~ 設)に該当する橋設については、本 ただし、受験申込者本人が稀認の 2 「分野橋設コード」が 1902 の	「代談の 場のは きゃく でして ない で で で で で で で で で で で で で で で で で で	書合相会 と、なら中ながある代室法 て期の合をが場る と、なら年表いるの表等人 ついそ に し	提者に登 た終、戸騒第四でのあい際 関まを のでの等 関邦戸籍い2 のでのでは、 のでのでのでは、 のでのでのでのでは、 のでのでのでのでは、 のでのでのでのでのでのでのでのでのででのででのでででででででででででででで	こと、本 「	き書経等 問いて ・ 関いて ・ 関いて ・ 関いて ・ 関いて ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	関書	。 え、 え、 、 え、 、 さが 上 より は し 引いて は 方 は た に に に に に に に に に に に に に	設が、法行 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第2条第1 2条第1 と 切り捨て 日 (1年365 日 れて付願 代表 で設めて、表 の は 以上」の	号明 能 いい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい	号の業務を行の 変を含った。 でないます。 で、数値で で、数値で で、数値で で、数値で で、数値で で、数値で で、数値で で、数値で が、ます。 ここここここここここここここここここここここここここここここここここここ	っていたこと 写し)を添付 で判断します。 結婚等により れた場合は実
〈受験申込者本人記入欄〉												
受験申込者 (本人) 誓約欄 この証明書に相違があり受験資格を取	り消された場合に	は、異存の	ないこと	を誓約しまっ	۲.			<u>*</u>		1 枚目		
心理	花子				八理			人記入)	実務期間して判定順	 判定上、 います。		全 1 枚 女目を合算

「例5 (私設相談室 (法人組織) 勤務の場合)」の記入見本

(公認心理師於センター理事長 殿 法 人 等 の 名 称			日本 ×	作 成 日 省令・厚生労ー 日間のみ集中し 省令・剪務を1 にチェックを3	 × 名 (西 暦) (市 日) <	のる施設にお て、実務経 たように、極勢	度: 複数枚数を必じピーヌは日本心のホームページドして使用して 大表者印 は まな は は な は は な は な は な は な な は な な は な な は か な る 動 いて で で で で で で で で で で で で で で で で で で	理研修センター よりダウンロー ください。
(公認心理師於センター理事長 殿 法 人 等 の 名 称	服 (以下「法」という。 服		日本 ×	作 成 日 省令・厚生労ー 日間のみ集中し 省令・剪務を1 にチェックを3	 × 名 (西 暦) (市 日) <	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	複数枚数を必じ ビー又は日本心のホームページ ドして使用して 代表者印 記 記 印 1 8 年 4 い験を のホームページ ドして使用して こ に で有するこ は な に な に な に な に れ に で れ に に れ に に れ に れ に に に に に に に に に に に に に	要な場合は、 型研修センター よりダウンロー ください。 7 月 3 0 条第1配明し きをを証明し そをを正明して、 条第1て、 失変
法人等の名称		X X X X X X X X X X		- × × × × × × ・	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	代表者印 認即 1 8 年 4 い験を編りがある劇 いて行った者」	月 30 条第1号かい をを証明し ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
連絡 先 1 (代表 者	東京都 03 を 7 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	X X X X X X X X X X		- × × × × × × ・	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	理 印 (設) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記	月 30 条第1号からとを証明し、 動務形態の場合 条第1号からとして、実績
所 在 地	東京都 0 3 程 理事長 0 3 程 理事長 所 例 2 後 終務部 2 条第2項第2 一 3)を、下記の期間の動務が求められるが、計ないことにご留意顧いま 法 附則第2条第2項第2 ~ 3)を、下記の期間 たいことにご問意順は と での 意願いま き を 観察し、その 結議に応じ、 助 が 4 は 、 その 4 は 談に し 、 の が 4 は 以 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 対 1 、 その 4 は 談に じ 、 助 1 で 1 が 2 が 2 が 2 が 2 が 2 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3	No. No	※× 氏 正 明 書 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」	- ××× 作成日 省令・厚生労・ 日間のみ集中し 省令・厚生労・ 上来の勤務を1	働省令で定メ った者」とし て勤務といっ 働省令で定メ か月に <u>[A]</u>	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	理 印 (設) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記	月 30 条第1号からとを証明し、 動務形態の場合 条第1号からとして、実績
連絡 先 1 代 表 者 証 明 書 作 成 者 証 明 書 作 成 者 証 明 書 作 成 者 ※以下のいずれかにチェックをいれて 次の者は、以下のとおり、法則 等。場合 「常郷として週1日」と認められ ※原則「常郷として週1日」と認められ ※原則「常郷として週1日」と認められ ※下線部分 [A] に該当する数値を ※下線部分 [A] に該当する数値を ※下線部分 [A] に該当する数値を 2 心理に関する支援を要する者の関係者に対 7 リ ガ ナ	理事長 0 3 を 項	- X X	※× 氏 正 明 書 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」 「文部科学名」	- ××× 作成日 省令・厚生労・ 日間のみ集中し 省令・厚生労・ 上来の勤務を1	働省令で定メ った者」とし て勤務といっ 働省令で定メ か月に <u>[A]</u>	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	理 印 (設) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記	月 30 条第1号からとを証明し、 動務形態の場合 条第1号からとして、実績
代表者 証明書作成者 証明書作成者 証明書作成者 がの者は、以下のとおり、法門 第3号までに掲げる行為(注)〜 ※銀開「常態として週1日以上」の「常態として週1日」と認められる ※な関「常態として週1日」と認められる ※の者は、以下のとおり、法門 第3号までに掲げる行為(注)〜 ※の者は、以下のとおり、法門 第3号までに掲げる行為(注)〜 ※下線部分[A] に該当する数値を 本理に関する支援を要する者の関係者に対 ・ 現に関する支援を要する者の関係者に対 ・ リ カ ナ	度 理事長 所属・登 総務部・ にてください。	展 等 - 号に掲げる 、 常態として - 列えば1か月のさす。 - 号に掲げるして - 「週1日未満の。 - トステート・コート・コート・コート・コート・オーダー・アート・アート・アート・アート・アート・アート・ストー・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・ア	「文部科学省 週1日以上 うち月末の5日 「文部科学省 て【週1日以 勤務の場合」」	省令・厚生労・ 上業として行・ 日間のみ集中し 省令・厚生労 、上の勤務を1 にチェックをみ	働省令で定メ った者」とし て勤務といっ 働省令で定メ か月に <u>[A]</u>	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	理 印 (設) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記	月 30 条第1号からとを証明し、 動務形態の場合 条第1号からとして、実績
正 明 書 作 成 者 『※以下のいずれかにチェックをいれて 次の者は、以下のとおり、法下 第3号までに掲げる行為(注)・ 「常襲として週1日」と認められ 、法順則「常態として週1日」と認められ 、次の者は、以下のとおり、法下 第3号までに掲げる行為(注)~ 「常襲として週1日」と認められ 、次の者は、以下のとおり、法下 4数を有っことを証明します。 ※下魏部分[A] に該当する数値を 2 ・元理に関する支援を要する者の関係者に対 フリカナ	所 圏・役 総合	展 等 - 号に掲げる 、 常態として - 列えば1か月のさす。 - 号に掲げるして - 「週1日未満の。 - トステート・コート・コート・コート・コート・オーダー・アート・アート・アート・アート・アート・アート・ストー・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・ア	「文部科学省 週1日以上 うち月末の5日 「文部科学省 て【週1日以 勤務の場合」」	省令・厚生労・ 上業として行・ 日間のみ集中し 省令・厚生労 、上の勤務を1 にチェックをみ	働省令で定メ った者」とし て勤務といっ 働省令で定メ か月に <u>[A]</u>	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	I 8 年 4 いて、法第2 いで有するこ 個な個りがある動いて、法第2 で行った者」	条第1号から とを証明しま カ務形態の場合 条第1号から として、実利
	たがさい。 ま附則第2条第2項第2 で 3)を、下記の期間 の動務が求められるが、骨れないことにご留意顧いま ま時則第2条第2項第2 で 3)を、下記の期間 す。 這右枠に記入願います。 にを観察し、その結果を分析 の心理に関する相談に応じ、助 対し、その相談に応じ、助	長 号に掲げる 、常態として 列えば1か月のさす。 号に掲げるして (「週1日未満の) けること。 よ海ぞその	「文部科学省 週1日以上 うち月末の5日 「文部科学省 て【週1日以 勤務の場合」」	省令・厚生労・ 上業として行・ 日間のみ集中し 省令・厚生労 、上の勤務を1 にチェックをみ	働省令で定メ った者」とし て勤務といっ 働省令で定メ か月に <u>[A]</u>	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	I 8 年 4 いて、法第2 いで有するこ 個な個りがある動いて、法第2 で行った者」	条第1号から とを証明しま カ務形態の場合 条第1号から として、実利
次の者は、以下のとおり、法下等3号までに掲げる行為(注1~等3号までに掲げる行為(注1~下第3番として週1日以上」の「常態として週1日以上」の「常態として週1日以上」がの者は、以下のとおり、法下等3号までに掲げる行為(注1)を報験を有することを証明します。※下線部分 [A] に該当する数値を1 心理に関する支援を要する者の対策が整くを要する者の関係者に対し、その3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その3 心理に関する支援を要する者の関係者に対	去附則第2条第2項第2 ~3)を、下記の期間 の動務が求められるが、作れないことにご留意願いま は附則第2条第2項第2 ~3)を、下記の期間 た。 這を右枠に記入願います。 に複類し、その結果を分析で の心理に関する相談に応じ、助け 対し、その相談に応じ、助	、常態として 引えば1か月の す。 : 号に掲げる 、常態として (「週1日未満の) : あ言、指導その	「文部科学省 週1日以上 うち月末の5日 「文部科学省 て【週1日以 勤務の場合」」	省令・厚生労・ 上業として行・ 日間のみ集中し 省令・厚生労 、上の勤務を1 にチェックをみ	働省令で定メ った者」とし て勤務といっ 働省令で定メ か月に <u>[A]</u>	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	1 8 年 4 いて、法第2: 験を有するこ 着な偏りがある動 いて、法第2: て行った者」	条第1号かり とを証明しま カ務形態の場合 条第1号かり として、実
次の者は、以下のとおり、法下等3号までに掲げる行為(注1~等3号までに掲げる行為(注1~下第3番として週1日以上」の「常態として週1日以上」の「常態として週1日以上」がの者は、以下のとおり、法下等3号までに掲げる行為(注1)を報験を有することを証明します。※下線部分 [A] に該当する数値を1 心理に関する支援を要する者の対策が整くを要する者の関係者に対し、その3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その3 心理に関する支援を要する者の関係者に対	去附則第2条第2項第2 ~3)を、下記の期間 の動務が求められるが、作れないことにご留意願いま は附則第2条第2項第2 ~3)を、下記の期間 た。 這を右枠に記入願います。 に複類し、その結果を分析で の心理に関する相談に応じ、助け 対し、その相談に応じ、助	、常態として 引えば1か月の す。 : 号に掲げる 、常態として (「週1日未満の) : あ言、指導その	「文部科学省 週1日以上 うち月末の5日 「文部科学省 て【週1日以 勤務の場合」」	省令・厚生労・ 上業として行・ 日間のみ集中し 省令・厚生労 、上の勤務を1 にチェックをみ	働省令で定メ った者」とし て勤務といっ 働省令で定メ か月に <u>[A]</u>	つる施設にお て、実務経 たように、極勢	いて、法第2: 験を有するこ 論な偏りがある勤 いて、法第2: で行った者」	条第1号から とを証明しま カ務形態の場合 条第1号から として、実利
▼ 第 3 号までに掲げる行為 (注1〜 取動所 場合 ** 級則「常態として週1日以上」の 「常態として週1日」と認められっ 次の者は、以下のとおり、注則 第 3 号までに掲げる行為 (注1〜 を 3 号までに掲げる行為 (注1〜 を 3 号までに掲げる行為 (注1〜 本の者は、以下のとおり、注則 第 3 号までに掲げる行為 (注1〜 本の者は、以下のとおり、注則 第 3 号までに掲げる行為 (注1〜 本の者は、以下のとおり、注則 第 3 号までに掲げる行為 (注1〜 本の者は、以下のとおり、注則 ・ ** 解部分 [A] に該当する数値を 1 心理に関する支援を要する者の単核態を 2 心理に関する支援を要する者の関係者に対 フリカナ	~3) を、下記の期間 の勤務が求められるが、作れないことにご留意願いま 上附則第2条第2項第2 ~3)を、下記の期間 す。 を右枠に記入願います。 に 延顧をし、その結果を分析 の心理に関する相談に応じ、助け 、その相談に応じ、助け	、常態として 引えば1か月の す。 : 号に掲げる 、常態として (「週1日未満の) : あ言、指導その	一週1日以上 うち月末の5日 「文部科学省 で【週1日以 勤務の場合」 の他の援助を行	上業として行。 日間のみ集中し 省令・厚生労(上の勤務を1・ にチェックを入	った者」とし て勤務といっ 働省令で定& か月に <u>[A]</u>	て、実務経 たように、極動 つる施設にお	験を有するこ 富な偏りがある勤 いて、法第2: て行った者」	とを証明し: あ務形態の場合 条第1号からとして、実施
場合 「常態として週1日以上」の 「常態として週1日以上」の 「常態として週1日」と認められ、 次の者は、以下のとおり、法注へ 第3号までに掲げる行為(注1~ 経験を有することを証明します。 ※下線部分 [A] に該当する数値を 1	れないことにご留意願いま 上附則第2条第2項第2 ~3)を、下記の期間 す。 這を右棒に記入願います。 注起際に、その結果を分析・ の心理に関する相談に応じ、助 す。	す。 : 号に掲げる 常態として (「週1日未満の! よること。 助言、指導その	「文部科学省 て【週1日以 勤務の場合」。	省令・厚生労(【上の勤務を1 にチェックを入	働省令で定& か月に <u>[A</u>]	る施設にお	いて、法第2 て行った者」	条第1号からとして、実施
日末 第3号までに掲げる行為(注1~ の動物 経験を有することを証明します。 ※下線部分 [A] に該当する数値を は、下線部分 [A] に該当する数値を 2 小理に関する支援を要する者の可能を 2 小理に関する支援を要する者の関係者に対 フ リ ガ ナ	~3)を、下記の期間 す。 這を右枠に記入願います。 「を観察し、その結果を分析」 の心理に関する相談に応じ、助う 大きない。その相談に応じ、助う	、 常態として (「週1日未満の! けること。 助言、指導その	て【週1日以. 勤務の場合」()他の援助を行	(上の勤務を1 にチェックを入	か月に <u>[A]</u>		て行った者」	として、実
※下線部分 [A] に該当する数値を 1 心理に関する支援を要する者のの現状態を 2 心理に関する支援を要する者に対し、その 心理に関する支援を要する者の関係者に対 フリガナ	を観察し、その結果を分析での心理に関する相談に応じ、対し、その相談に応じ、助	すること。 助言、指導その	の他の援助を行		(れた方のみ)			Α :
② 心理に関する支援を要する者に対し、その ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対 づ リ ガ ナ	の心理に関する相談に応じ、助i 対し、その相談に応じ、助i	助言、指導その)他の援助を行)援助を行うこ					
	2.57 11			「つこと。 こと。				
氏 名 (77 ')		ハナョ			生年	月日	
	(性) 心理	(名)	花子	(西暦)		1 9	×× 年 ×>	(月 ××
勤務先名(部署名)	公益財団法人	日本)	××××	×会 (部署:	名:	支援相談	美室	
分野施設コード	9 0 2	「分野施設います。	コード一覧」は、	、「受験の手引」及	び日本心理研修	センターホームベ	ージに掲載していま	すので、ご参照
第2条第1号から第3号までに掲げる行為を として行った期間(西暦)	2 0 1	. 3	年	0 4	月	0	1 日から	期間 5
現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作	2 0 1		年	0 4	月		0 日まで	1 m
成日を記入願います。	受験申込時に、法附 せんので、ご留意願い	則第2条第2項 ます。	員第2号に掲け	げる期間に満た	ない場合は、	本証明書のみで	では、受験資格と	:認められま
上意事項 1 「分野施設コード」の「101」~「503」前 2 に該当する施設については、本「実動 ただし、受験申込者本人が施設の代表者・2 「分野施設コード」が「922」の構設・ が明記されている書頭(「秘書 客の関案) 調います。。 「法章2条第1号から第3号までに掲げる なお実際の実務経験前回、は、受験 著名側(受験中込書)の氏名と証明書等の 本証明書の記入にあたって、必ずボール・ イ本証明書による実験経験が「週1日以上」 本証明書による実験経験が「週1日以上」 本証明書で類明された例と同じ類似とは、 本証明書による実験経験が「週1日以上」	務経験証明書」のみの提出する場合は、代表の表者では、 私設の心理相談室等)につ 業福」、「会社・法人登記制 「る行為を業として行った期 においては、始期からく と験申込書に記載の氏名(戸 の氏名が罪なる場合は、戸 の氏名が罪なる場合は、戸 にないないないないない。	で可。 らることがわかる らることがわかる いては、本「定 勝本」、「定 関」欄の石端の 引までの日数籍の 音籍[日本国籍を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	る書類を添付願 と務経験において 「期間●年●は 「期のの に対していまいま 国人本項が明書	願います。 書」に加え、当書 て、当該施設が か月」は目安に 別問を差し引いた ・方については住 書。外国難の方	核施設が、法第 上記業務を行っ こつき、日にち に日数を1,825日 に民票]に記載さ は、住民票	2条第1号か確 よ切り捨てて高× (1年365日×字・ れてい顕い おの代表者等	ら第3号の業務を に判断できる。 (大願います。 (大願います。 (大願います。 (大願います。) が記入願います。	・行っていたこ 「の写し)を習 値で判断しま 」・。結婚等によ
研程級期间となります。他の「天樹程級証明 入願います。	明者(受験甲込者が、法第):」を満たさない場合、本証に勤務実態があると証明さに勤務実態があると証明さに証明書」と合算する場合、	明書のみでは受 れた他の「実務?	:験質格と認め: 経験証明書」 8	使用不可)。 掲げる行為を業 られません。 と合算し、常態	として行った施 として「週1日	以上」の勤務	実態があると認め 分(●枚目~●杉)られた場合に (目)に、必す
が軽級期間となります。他の「美術程級証 入願います。 〈受験申込者本人記入欄〉	:」を満たさない場合、本社 に勤務実態があると証明さ	明書のみでは受 れた他の「実務?	:験質格と認め: 経験証明書」 8	使用不可)。 掲げる行為を業 られません。 と合算し、常態	として行った施 として「週1日	以上」の勤務	実態があると認め 分(●枚目〜●杉)られた場合に (日) に、必す

「例6 (個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合)」の記入見本

											【受験申述	
第 1 区 [公認心理能	師法 (以下						_			ピーのオ	数枚数を必要 -又は日本心理 ホームページよ	な場合は、 単研修センタ : りダウンロ
一般財団法人日本心理研修センター理事長	殿											
法人等の名称				子	心理村	目談室						
所 在 地	Ŧ X	× × -	- X X	XX								_
		東京者	,)—C)—()			142	主龙的	
連絡先	2	役) 3 –	X X	XX	- ×	(XXX	í			表者印	
代 表 者	٨	心理相	談室	長		心理	! 花子					
		所属·	役 職	*		氏	4	í		ñ	2 0	
証 明 書 作 成 者	٨	心理相	談室	長		心理	! 花子				認印	
					証明:	事 作 成	日 (西暦	2	0 1 8	年 4	月 30
▶ ※以下のいずれかにチェックをいれ			西 休 ೧ 日	- +H + 1* →				د ۸ – -			斗於 0. **	
次の者は、以下のとおり、注 第3号までに掲げる行為(注1 す。 ※原則「常態として週1日以上」	1~3)を	と、下記の)期間、常	常態として	週1日比	.上業とし	って行った	:者」とし	って、実	務経験を	有すること	を証明し
の場合 ※原則「常態として週1日以上」 「常態として週1日」と認められ				ましかりの	りら月末の	9日間の。	メ来中して	別俗といっ	たよりに、	・極海な猫	リかめる別在	第712思り場で
次の者は、以下のとおり、注 第3号までに掲げる行為(注1 経験を有することを証明します	~3)を											
場合 ※下線部分 [A] に該当する数値	iを右枠にi	記入願いま	す。(〕	週1日未満の	勤務の場合	」にチェ	ックを入れ	た方のみ)			А	
1 心理に関する支援を要する者の心理状態 2 心理に関する支援を要する者に対し、そ 3 心理に関する支援を要する者の関係者に	の心理に関	引する相談に	応じ、助き	言、指導その)他の援助を)援助を行う	行うこと。 こと。						
フ リ ガ ナ	3	シン・リ			ハナコ				生	年 月	B	
氏 名	(姓)	心理		(名)	花子		(西暦)			19 ××	年 ××	月 ××
## ## ## ## ## ## ## ## ##		小公理	?花子	心到	里相談	室	(部署名:					
勤務先名(部署名)		, 4,73			A 14 D				5.4ンターホ.	-1.00-321-		
分野 施 設 コード	9	0	2	「分野施設います。			手引」及び日	本心理研修	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	21.1. 71.	掲載しています	トので、ご参照
分 野 施 設 コ ー ド 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を	9		2				手引]及び日	本心理研修	0	1	掲載しています 日から	#ので、ご参照 期間 5
分野施設コード 東第2条第1号から第3号までに掲げる行為を まとして行った期間(西暦)	2	0		います。	コード一覧」	は、「受験の						期間
	2 2 受駒	0 0	1 1	います。 2 8 3 2 条第 2 引	コード一覧 」 年 年	は、「受験の 0 0	8	月月	0	0	日から	期間 5 9 か
分野施設コード 総名2条第1号から第3号までに掲げる行為を 後として行った期間(西暦) 総現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作 成日を記入願います。 (注意事項) (注意等)	2 2 受形の は	のののは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののできない。 ののでを、 ののでを	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	います。 2 8 8 8 2 条第 2 引 5 第 2 5 号 ま な か 本 「実 記 の 右 場 の 春 の か る っ ま の も の ま の ま の ま の ま の ま の あ の あ の あ の あ の あ	コードー覧』 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	は、「受験の の の の は、「受験の の の の の の の の の の の の の の	8 4 4 引に満たない * 「901」 (月 月 月 月 日 国 又 は 地 方 第 を 1 に 8 2 5 8 5 8 5 8 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	の 3 本証明書の 公共団体 52条第1 (1年365年) は切り捨ているい は切り拾れ付領 には切り代表の代表	1 0 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	日から日まで 受験資格と言 する支援を多すを発育の数す。 いで報願いますした。 いで報願います。 いなす。	期間 5 9 か 5 れま 2 変められま と 1 で 1 を 1 で 1 を 1 で 1 を 1 を 1 で 1 を 1 を
分野施設コード 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を 業として行った期間(四階) ※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作 成日を記入願います。 注意事項 1 「分野施設コード」が「101」~「503」 流とし、受験申込者本人が施設の代表・ 2 「分野施設コード」が「902」の施設 が明記されている書類(「税務署への間) 編います。 3 「法第2条第1分から第3号まで、明明 なお実際を実務軽線期への間。 3 「法第2条第1分から第3号まで、明明 なお実際を実務軽線期は、「本人記人欄」には「202」を 第2を開業の記入にあたって、必ずボート 4 茶屋明書の記入にあたって、必ずボート 6 本庭明書は、「本人記人欄」に対りはデアート 6 本庭明書は、「本人記人欄」に対りはデアート 第4座明書をごかります。他の「実務軽線」の「異解験」 新経験期間とつます。他の「実務軽線	2 2 受形の は	のののは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののできない。 ののでを、 ののでを	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	います。 2 8 8 8 2 条第 2 引 5 第 2 5 号 ま な か 本 「実 記 の 右 場 の 春 の か る っ ま の も の ま の ま の ま の ま の ま の あ の あ の あ の あ の あ	コードー覧』 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	は、「受験の の の の は、「受験の の の の の の の の の の の の の の	8 4 4 引に満たない * 「901」 (月 月 月 月 日 国 又 は 地 方 第 を 1 に 8 2 5 8 5 8 5 8 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	の 3 本証明書の 公共団体 52条第1 (1年365年) は切り捨ているい は切り拾れ付領 には切り代表の代表	1 0 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	日から日まで 受験資格と言 する支援を多すを発育の数す。 いで報願いますした。 いで報願います。 いなす。	期間 5 9 か s t k 版 し て い た c i a t こ に で 和 断 等 っ こ と に よ は よ に よ ら c t れ た 場 合 c b れ た 場 合 c b か ら n か ら